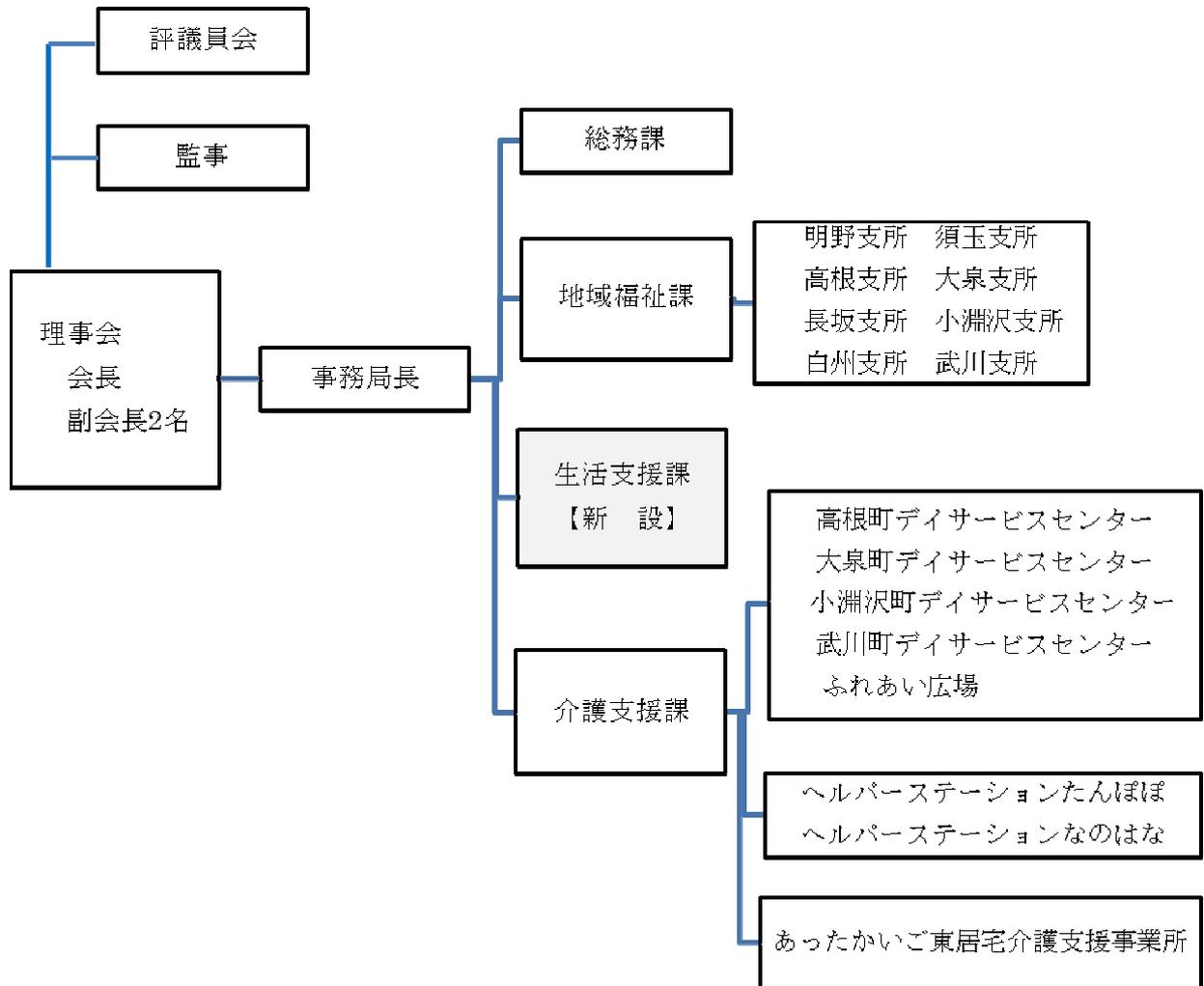


平成28年度

# 北杜市社会福祉協議会事業計画

社会福祉法人 北杜市社会福祉協議会



# 平成28年度 事業計画

## ■基本方針

少子高齢化の進行や生活スタイルの変容などにより、地域のつながりの希薄化を一因とする孤立世帯の増加や複合的な問題を抱える世帯等が社会問題となっており、従来の福祉制度や施策の枠組みでは十分に対応できないこれらの生活課題を解決するために、地域の連帯感を形成して人や地域のつながりの再生を図り、互助や支え合いによって社会を作り上げていくことが求められています。

このような中、改正介護保険法による新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行の動きが進んでいますが、今回の制度改正では「住民主体」の生活支援サービスを地域で広げるとともに、その基盤となる支え合いのある地域づくりを進めることが必要とされています。

これはまさに従来から社協が地域福祉の課題として取り組んできたことと重なるものであり、社協は総合事業を展開していく際の要となる「生活支援コーディネーター」や「協議体」の調整役として、事業の推進に取り組みます。

また、さまざまな生活課題に対応する新たな取り組みとして、北杜市から受託する高齢者権利擁護支援推進事業を中核に、判断能力が十分でない方が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、生活全般の相談や支援を行なう「権利擁護センター」を設置します。

権利擁護センターでは、広く住民の権利を守るため相談事業を充実させ、自ら問題を発することの出来ない認知症高齢者や障害のある方、生活困窮世帯等、声なき声にも耳を傾け、生活課題の解決に向けた相談体制を整えます。

介護保険事業部門においては、利用者から信頼される質の高い福祉サービスを実施するとともに、効率的かつ効果的な事業運営に努め、採算性の分析とサービスの在り方について精査し、更なる経営の健全化を進めてまいります。

地域福祉の基本は、誰もが住み慣れた地域で、安全・安心を実感しながら自立的な日常生活が継続的に行われるよう、相互に支え合う地域づくりにあります。地域福祉の推進を担う組織として、事業の在り方等を常に見直し、時代のニーズにあった事業を展開してまいります。

以上を基本方針として、役職員一丸となって一層の地域福祉の増進に努めてまいります。

## ■重点事業

### 1 支え合い体制づくりの充実強化

介護保険制度等の公的サービスで対応できないニーズに対し、住民の助け合いの理念に基づく住民主体の地域包括ケアシステムの構築を目指し、地域の生活支援の新たな仕組みづくりを関係機関と連携して検討します。

### 2 相談支援事業の推進強化

地域福祉の分野を細分化し、相談業務や権利擁護事業に対応する生活支援課を新設し、権利擁護センター業務を担います。権利擁護センターでは、経済的困窮や虐待、権利侵害などさまざまな生活課題について相談体制を厚くし、関係機関と連携しながら問題解決に取り組みます。

### 3 介護サービスの充実

介護報酬の改定等により経営環境が厳しくなっていますが、介護職員の処遇改善を図りながら人材を確保し、質の高いサービスが提供できる事業所を目指します。

# 事業実施計画

## I 法人運営事業

法人運営部門は、適切な法人運営や事業経営を行なうとともに、総合的な企画や各部門間の調整など法人全体の管理業務にあたります。

### 1 法人運営の基盤整備、経営体制の強化

- ①理事会・評議員会等の開催。
- ②所轄庁への届出や法務に関する業務。
- ③補助事業や積極的な事業受託により公費財源を確保する。
- ④社協会員制度や共同募金への協力を呼びかけ自主財源を確保する。

### 2 組織管理体制の確立

#### ①法令遵守

地域から信頼される組織として、規程や行動基準等、法令遵守の体制づくりに取り組む。

#### ②財務運営管理

社会福祉法人新会計基準や社協経理規程に則り、内部けん制をルール化し、適切に経理処理や財務諸表の作成を行なう。また事業評価やコスト把握により中長期的な財政計画を立て、安定した財務運営に努める。

#### ③福祉サービス利用者に対する権利保護の仕組み

第三者委員制度や苦情受付窓口などを整備し、サービス利用者の権利保護を充分に行なう。

#### ④財務諸表や事業内容の情報公開

財務諸表や事業報告については、随時閲覧ができるよう対応するとともに、その概要について広報紙やホームページに掲載し、事業の透明性を語る。

#### ⑤個人情報の保護

社協が持つ地域住民や福祉サービス利用者の個人情報について、法令に基づき適正に保護するとともに、職員に対して守秘義務を徹底し、業務に必要な最小限度の情報の収集に留める。

#### ⑥リスクマネジメント

業務マニュアル等の作成により、業務の手順や内容を明らかにするとともに、各種リスクについて対応マニュアル（災害対応マニュアル等）を整備する。

#### ⑦職員の資質向上への取り組み

職員の資質向上を目的とした計画的な研修受講を促進する。（職種別、経験別研修への参加）

### 3 広報の充実

- ・社協広報誌の発行 年4回(4月、7月、10月、1月)
- ・ホームページの運営

## 4 共同募金運動の実施

### ①赤い羽根募金・歳末たすけあい募金

### ②配分申請事務

- ・市内福祉施設等からの配分申請の受付、適正配分のための調査及び連絡調整

### ③罹災世帯支援活動（災害見舞金交付）

- ・火事、天災等による家屋の破損状況に応じて災害見舞金を支給  
(全焼全壊 10,000 円、半焼半壊 5,000 円)

## 5 健康福祉大会の実施

社協会長表彰、講演等、北杜市と共催で実施します。

## II 地域福祉事業

地域福祉推進部門は、住民参加や協働による福祉活動の支援、福祉のまちづくりやコミュニティづくりなどを展開し、地域福祉推進の中核的な役割を果たします。

### 1 ボランティアセンター事業

#### (1) 普及啓発・相談機能の充実

ホームページや広報紙等により、ボランティア活動に関する情報提供を行ない、ボランティア活動全般の普及啓発、相談及びコーディネート強化を図ります。

#### ①ボランティアの把握、ボランティアニーズ把握の強化

#### ②コーディネート機能の強化

#### ③ボランティア保険取扱事務

#### ④ボランティアルームの貸し出し

#### ⑤ボランティアのつどいの開催

ボランティアのつどいの開催に当たり、市内で活動しているボランティアによる実行委員会を立ち上げ、実行委員会と社協の協働により企画運営を行ないます。

事業を通じてボランティア相互の情報交換や親睦を促進し、活動の活性化や新しい取り組みのきっかけ作りにつなげていただくことが目標です。

## (2) 研修・講座

ニーズに即したボランティア養成講座を実施します。市民を対象に各種研修を実施し、ボランティア活動の活性化を図ります。

- ①読み聞かせボランティア養成講座
- ②手話奉仕員養成講座（ステップアップ講座） **市受託事業**
- ③ボランティアリーダー研修
- ④調理ボランティア食品衛生管理研修
- ⑤災害ボランティアセンター設置運営訓練
- ⑥災害ボランティア養成事業

災害時に地域で活動できる人材育成を目的に講座を開催し、防災減災のノウハウや災害時協力ボランティアとして活動を促進します。

## (3) 福祉教育の推進

小・中・高等学校の児童・生徒及び市民を対象に、福祉への理解と関心を深めるために福祉教育活動を推進します。

- ①ボランティア活動普及校助成事業
- ②福祉体験学習
- ③福祉ポスターの募集

小中学生を対象に、福祉やボランティアをテーマにしたポスターの募集を行ない、福祉への関心を深めます。

### ④ボランティア体験学習

小中高生を対象に福祉について学んだり、福祉施設でボランティア体験を行ない、高齢者や障がいのある方への理解を深め、思いやりの心を育てます。

### ⑤福祉講話 **新規**

福祉教育プログラムを強化し、小中学生に向けた福祉講話を実施します。

## (4) 介護支援ボランティア事業 **市受託事業**

高齢者自身の社会参加を通じ健康維持及び介護予防を推進することを目的とした事業で、元気な高齢者が自ら行なう介護支援ボランティア活動に対してポイントを付与します。

社協の4つのデイサービス等で当事業の受入を行なうとともに、ボランティアの登録・研修会の開催・手帳の交付・評価ポイントの付与・評価ポイントの管理業務を行ないます。

## 2 地域福祉推進事業

誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向け、地域のさまざまな団体、機関、住民の参加と協働により、地域福祉活動を推進します。

## (1) 地域の福祉力を推進する

地域にはそれぞれの特性や背景があり、抱える課題もさまざまであることから、お互いの問題を理解しやすい身近な地域でのボランティア活動を支援し、住民参加の福祉のまちづくりを進めます。

### ①生活支援体制整備事業 **新規**

生活支援体制における協議体の一員として、生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取り組みを推進する事業です。北杜市が設置する生活支援の協議体の生活支援コーディネーターとして地域に不足する社会資源の開発や担い手づくりのための調査研究を行ないます。

### ②支え合いサポーターの養成 **新規**

地域の問題や課題を住民の力で解決できるようなシステムの構築を提唱し、支え合いサポーターによる住みよい地域づくりを目指します。

老人クラブやボランティア団体等の会合に出向いて、地域は自ら支えるという意識を持って活動してもらうよう働きかけます。

## (2) ふれあいいいききサロン事業 **新規**

ふれあいいいききサロンは、家にこもりがちな高齢者や障がい者、昼間ひとりで育児をしている方などが交流し、仲間づくりをすすめる活動です。社協ではふれあいの場づくりを支援するため、サロン運営のための情報提供や運営経費の一部を補助し、ふれあいいいききサロン事業を推進するよう働きかけます。

## (3) 家族介護交流事業

介護に関する知識と介護技術の習得及び介護者同士の交流のため、北杜市と共催で家族介護交流事業を実施し、在宅生活の向上を図り、介護者の負担軽減につながる支援を行ないます。

## (4) オレンジサロン事業

認知症の方と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集うことができる場(認知症サロン)を設置し、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支えるとともに、地域のボランティアの方が協力できる体制を整え、サロン活動を通じて認知症の方と家族を支え、地域の人々も交流できる場とします。毎月第3木曜日12時～15時、社協本所内で開催します。

## (5) シニア生き生き講座

高齢者の健康の増進、教養の向上のための講座を実施します。

- ①健康マージャン 5回
- ②輪投げ大会 8回
- ③豊かな老後のための講座 2回

#### **(6) お楽しみ給食サービス事業** **市受託事業**

80歳以上のひとり暮らし高齢者が食の楽しみを通じ健康で健やかに生活できるよう、お楽しみ給食を年4回お届けします。

#### **(7) 地域委員会事業**

ふれあい会食事業、ふれあい交流事業、福祉の集い等

#### **(8) 歳末たすけあい事業の実施**

80歳以上ひとり暮らし高齢者や65歳以上の在宅要援護者の激励訪問

#### **(9) 福祉車輛・福祉用具・行事用物品等の貸し出し**

移動が困難な方に車いすや福祉車輛等を無料で貸し出し、日常生活の向上や社会参加の促進、家族の介護の軽減等を図ります。

また、高齢者疑似体験セット等の福祉用具のほか、地域行事に活用していただくよう、福祉DVDや各種ゲーム類、炊き出し用大釜等の物品の貸し出しを行ないます。

### **3 児童福祉事業**

子どもを取り巻く環境の変化を見据えて、見守り活動や多様な人々との交流の機会、子どもの養育者への支援事業等を実施し、子どもの健やかな成長を地域全体で育みます。

#### **①子どもの遊び場整備事業**

#### **②出産お祝い品贈呈事業（紙おむつの支給）**

#### **③安全見守り活動**

#### **④子育て広場事業**

市で開催するおまつり等に合わせて開催し、子育て中の親子のコミュニケーションを図る機会を設けるとともに、子育て情報の発信等を行ないます。

### **4 団体事務**

それぞれの団体の自主性や自立的な運営体制の確立を目指しつつ、事務局として各種事業の実施及び連絡調整を行ないます。

#### **1 北杜市老人クラブ連合会事務局**

#### **2 北杜市身体障害者福祉会事務局**

#### **3 北杜市母子父子寡婦福祉連合会事務局**

### **5 第2次地域福祉活動計画中間評価の実施**

第2次北杜市地域福祉活動計画における中間評価を行ない、各年次計画等に係る進捗状況について、必要に応じて見直しを行います。

## Ⅲ 生活支援事業

生活支援部門は、サービス利用の援助や地域での生活を継続するための相談・支援活動、情報提供、連絡調整を行ないます。

### 1 権利擁護センター事業 **新規**

28年度より新たに権利擁護センター事業として、複合的な課題を抱える人を早期に発見し、地域での見守り体制の構築や関係機関との連携を強化します。

権利擁護センターでは、誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができることを目的に、以下の事業を行ないます。

#### ①福祉総合相談事業

介護に関することや生活全般の様々な相談に応じ、問題解決のための助言や適切な専門機関に繋がります。

#### ②高齢者権利擁護支援推進事業 **新規** **市受託事業**

権利擁護の普及啓発、権利擁護に関する専門相談、虐待等の権利侵害への対応及び権利擁護に関する支援、成年後見制度の利用に関する相談等の支援等を行ないます。

#### ③市民後見人養成事業 **市受託事業**

市民後見人養成のための研修の実施や、市民後見人の活動支援を行ないます。

#### ④法人後見事業 **新規**

認知症、知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な方の財産や権利を守る権利擁護相談窓口の開設に伴い、成年後見制度が必要な方を支援する法人後見事業への早期の取り組みを目指します。

#### ⑤生活困窮者自立支援事業(家計相談) **新規** **市受託事業**

この事業は、生活保護受給に至らない低所得層の生活困窮者に対する支援を強化することを目的としています。具体的な支援として、家計相談支援事業を実施し、家計収支全体の改善のため、家計再建に向けたきめ細かな相談支援、家計管理に関する指導、家計再建資金貸付の斡旋等を行ないます。

#### ⑥緊急用食料支援事業

緊急かつ一時的に食料等の確保に困窮した世帯に対し、食料品を提供し生活の維持に向けた支援を行ないます。

#### ⑦無料法律相談事業

多様化する生活課題に対応するために、弁護士による無料法律相談を実施し、相談支援体制の充実を図ります。

## 2 日常生活自立支援事業

自分自身で福祉サービスの利用申し込みや金銭管理がうまく出来ない方々が、地域で安心して生活ができるように、日常生活支援員が支援を行ないます。

当会は、地域の基幹的社協として当該事業に専門員を配置し、その方の希望と状況に応じた支援計画を作成し、支援員との連携により福祉サービスを利用するための手続きや日常的な金銭管理等を行ないます。

## 3 貸付事業

低所得者世帯などを対象に、各種資金の貸付事業を行ない、世帯の生活の安定と経済的自立の支援に努めます。

- ①山梨県生活福祉資金貸付事業
- ②山梨県居室整備資金貸付事業
- ③北杜市社会福祉金庫貸付事業

# VI 介護保険事業・障害福祉サービス・在宅福祉サービス事業

**住民主体の地域包括システムを支える、社協らしい介護サービス事業を展開します。**

在宅福祉サービスを担う事業所として、高齢者や障がいのある方が要介護状態になっても住みなれた地域でいきいきと生活がおくれるよう、良質なサービスの提供を行ないます。

介護職員やヘルパー、介護支援専門員が持つアウトリーチ機能を有効に活用できるよう、社協内での連携を強化し、部門を横断した事例検討を実施します。

## 1 通所介護事業・介護予防通所介護事業（4事業所）

- ・高根町デイサービスセンター
- ・大泉町デイサービスセンター
- ・小淵沢町デイサービスセンター
- ・武川町デイサービスセンター

北杜市から指定管理者として受託を受け、通所介護事業所の運営を行います。

介護が必要な高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活できるよう、日帰りでデイサービスセンターをご利用いただき、食事や入浴、様々なプログラムを通して、心身機能の維持向上を目指すとともに、ご家族の方の介護負担の軽減を図るとともに、利用者アンケート等を実施し、当事者の評価を事業運営に反映するよう努めます。

またデイサービスの建物は、大地震等の発災時に支援の必要な高齢者や障がい者など一般の避難所では生活に支障を来す方に対して様々なケアを行うため、北杜市から福祉避難所として指定されており、その管理運営についての協議を継続してを行ないます。

## 2 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業（2事業所）

- ・ヘルパーステーションたんぼぼ（社協本所内）
- ・ヘルパーステーションなのはな（長坂支所内）

日常生活を営む上で支障のある高齢者の家庭を訪問し、在宅生活の支援を行ないます。介護福祉士の資格を持つサービス提供責任者が、利用者の状況を的確に把握・分析し、援助の方向性や目標を明確にした訪問介護計画を作成いたします。

訪問介護員（ホームヘルパー）は、訪問介護計画に基づき、利用者のお宅での状況等を的確に判断し、ご家族等や地域の保健医療、福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## 3 居宅介護支援事業（1事業所）

- ・あったかいご東居宅介護支援事業所（社協本所内）

居宅介護支援事業所では、特定事業所として主任介護支援専門員を配置し、ケアマネジメントの質の向上につとめ、適切なケアプラン作成をします。

支援困難ケースへの対応や、利用者の生活を総合的に支えていくために、地域の支援者や医療福祉の専門職との連携を強化していきます。

## 4 障害福祉サービス

- (1) 障害者総合支援法における指定障害者福祉サービス事業者として、地域で利用者が自立して生活できるよう家事や外出時の介護など日常生活を支援します。

- ①移動支援サービス事業
- ②障害者福祉サービス事業

- (2) 障害者総合支援法における基準該当障害者福祉サービス事業者として、4か所のデイサービスセンターで生活介護サービスを提供します。障がいのある方に対して行なうデイサービスで、入浴・食事・機能訓練などの介護サービスを日帰りで提供いたします。

- ①基準該当障害者福祉サービス事業

## 5 介護予防総合事業

### ・ふれあい広場

社協が独自に実施する地域支援事業として通所型サービスA「ふれあい広場」を週5日開設します。利用に当たっては、北杜市地域包括支援センター保健師による基本チェックリストを用いた認定が必要になりますが、運動機能向上・栄養・口腔機能などの支援が必要かつ広場への参加を希望する高齢者が対象です。介護予防を目的とした体操、レクリエーション、交流の機会をもちます。